

介護保険法第78条の4による施設設置届出に係る基準適否一覧
看護小規模多機能型居宅介護
施設名：看護小規模多機能型居宅介護ノテ船橋

1 定義 及び 基本方針

	根拠条文		
<p>【定義】 「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。</p>	介護保険法第8条第23項	-	
<p>【基本方針】 複合型サービス(施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(訪問看護の基本方針) 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(小規模多機能型居宅介護の基本方針) 小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	厚生労働省令第34号第170条	-	

2 人員基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 従業者の員数	○ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービスの提供に当たる者を2人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。	基準条例第193条第1項 (厚生労働省令第34号第171条第1項)	適	日中常勤換算数 13.5 夜勤職員 1人 宿直職員 1人
○ 介護従業者の常勤	○ 介護従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。	基準条例第193条第3項 (厚生労働省令第34号第171条第3項)	適	介護職員 16人 うち常勤保健師等3人
○ 保健師、看護師又は准看護師	○ 介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5人以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。 ○ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上の者は、看護職員でなければならない。	基準条例第193条第4項、第5項 (厚生労働省令第34号第171条第4項、第5項)	適	看護職員常勤換算 3.0

○ 介護支援専門員	○ 事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ○ 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	基準条例第193条第11項、第12項 (厚生労働省令第34号第171条第11項、第12項)	適	介護支援専門員1人
○ 管理者	○ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 ○ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第172条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。	基準条例第194条第1項、第3項 (厚生労働省令第34号第172条第1項、第3項)	適	管理者1人

3 設備基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)								
○ 登録定員	○ 登録定員を29人以下とする。	基準条例第196条第1項 (厚生労働省令第34号第174条第1項)	適	登録定員 29人								
○ 通いサービスの利用定員	○ 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	基準条例第196条第2項第1号 (厚生労働省令第34号第174条第2項第1号)	適	通いサービスの利用定員 18人
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
○ 宿泊サービスの利用定員	○ 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで。	基準条例第196条第2項第2号 (厚生労働省令第34号第174条第2項第2号)	適	宿泊サービスの利用定員 9人								
○ 設備	○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	基準条例第197条第1項 (厚生労働省令第34号第175条第1項)	適	図面等確認済 消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報設備、誘導灯、非常用照明設備								
○ 居間及び食堂	○ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	基準条例第197条第2項第1号 (厚生労働省令第34号第175条第2項第1号)	適	居間兼食堂 62.2㎡								

○ 宿泊室	○ 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ○ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないこと。この場合において、プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	基準条例第197条第2項第2号(厚生労働省令第34号第175条第2項第2号)	適	最小居室面積： 12.32㎡
○ 立地	○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	基準条例第197条第4項(厚生労働省令第34号第175条第4項)	適	併設の特別養護老人ホーム内の地域交流スペース活用予定

4 運営基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 利用料等の受領	○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者へ支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 三 食事の提供に要する費用 四 宿泊に要する費用 五 おむつ代 六 前各号に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	基準条例第204条で準用する第92条第1項～第3項、第5項(厚生労働省令第34号第182条で準用する第71条第1項～第3項、第5項)	適	・介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割負担分 ・食費 1,700円(内訳 朝食360円、昼食630円、夕食600円、おやつ110円) ・宿泊費 3,000円/1泊 ・おむつ代 実費 ・その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用:実費
○ 具体的取扱方針	○ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。 ○ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。	基準条例第199条第1項、第2項、第4項(厚生労働省令第34号第177条第1項、第2項、第4項)	適	運営規程確認済

<p>○ 運営規程</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 五 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項 <p>※虐待の防止のための措置は、令和6年3月31日までは努力義務</p>	<p>基準条例第204条で準用する第102条(厚生労働省令第34号第182条で準用する第81条)</p>	<p>適</p>	<p>運営規程確認済</p> <p>※虐待防止のための措置項目は現在法人にて対応検討中(経過措置期間)</p>
<p>○ 勤務体制の確保等</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>基準条例第204条で準用する第61条の13第1項、第2項(厚生労働省令第34号第182条で準用する第30条第1項、第2項)</p>	<p>適</p>	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表確認</p>
<p>○ 協力医療機関等</p>	<p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>基準条例第204条で準用する第105条(厚生労働省令第34号第182条で準用する第83条)</p>	<p>適</p>	<p>協力医療機関: 船橋総合病院附属あい在宅クリニック 谷津保健病院</p> <p>協力歯科医療機関: かわしまデンタルクリニック</p> <p>協力施設: 特別養護老人ホームノテ船橋(従来型、ユニット型)※併設施設</p>